



令和 2 年度

財政援助団体等監査結果報告書

裾野市監査委員

裾 監 第 25 号
令和 2 年 8 月 19 日

裾野市長 高 村 謙 二 様

裾野市議会議長 土 屋 秀 明 様

裾野市監査委員 斉 藤 武 男

裾野市監査委員 三 富 美代子

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査結果報告書を提出します。

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理者監査

名 称 一般財団法人 裾野市振興公社
対象施設 ヘルシーパーク裾野
所 管 課 健康福祉部健康推進課

(2) 財政援助団体に関する監査

ア 団体名 特定非営利活動法人 裾野市スポーツ協会
補助金名等 裾野市スポーツ推進事業補助金
所 管 課 教育部生涯学習課

イ 団体名 裾野市スポーツツーリズム推進協議会
補助金名等 裾野市スポーツツーリズム推進事業交付金
所 管 課 産業部産業振興課

2 監査の方法

(1) 公の施設の指定管理者監査

当該施設の指定管理業務に係る出納及びその他の事務が基本協定書に基づき適正に行われているかを主眼として、監査対象団体及び所管課から関係書類の提出を求め、書面及び指定管理施設の調査を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。

(2) 財政援助団体に関する監査

市から団体等に交付された補助金が補助目的に沿って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、監査対象団体及び所管課から関係書類の提出を求め、書面の調査を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。

3 監査の範囲

令和元年度に市が財政援助を与えているもの及び公の施設の指定管理を行わせているものの出納及びその他の事務について監査した。

4 監査の期間

令和2年5月1日から令和2年6月30日まで

5 監査の結果

(1) 指定管理業務は基本協定書に基づき、概ね適正に実施されていた。

(2) 補助金の収入は、適正に行われていた。使途の状況は、各団体の結果欄に記載のように、一部改善を要するものがあった。

(3) 補助金事務の執行等においては、各団体の意見・要望欄に記載のように、一部改善を要するものがあった。

各団体の監査の結果は、次のとおりである。

1 団体名 一般財団法人 裾野市振興公社

裾野市が設置する公の施設等を活用し、施設の効率的な管理運営を行うとともに、地域の健康意識の増進及び市民サービスの向上を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とした団体である。

2 委託料の名称及び委託額

委託料名称	支出額	備考
ヘルシーパーク裾野指定管理業務委託料	27,481,481 円	債務負担行為限度額 126,725,000 円

3 指定管理者の指定の経緯及び状況

募集方法	公募
募集期間	平成 29 年 8 月 1 日～平成 29 年 9 月 15 日
指定申請書提出年月日	平成 29 年 9 月 15 日
裾野市公の施設指定管理者選定評価委員会による審査	平成 29 年 10 月 3 日 一次審査（書類審査） 平成 29 年 10 月 17 日 二次審査（面接審査）
選定結果通知	平成 29 年 10 月 17 日 選定委員会の採点 1,579 点／2,400 点
議会議決日	平成 29 年 12 月 13 日 第 70 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（ヘルシーパーク裾野）
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
指定管理者の決算状況（令和元年度）	収入額 149,068 千円 支出額 143,902 千円 差引額 5,166 千円

4 結果

指定管理業務は基本協定書に基づき、概ね適正に実施されていると認められた。

5 意見・要望

（1）基本協定に沿った事業の実施について

基本協定に沿った事業の実施に不十分な点が散見された。基本協定書別冊のヘルシーパーク裾野指定管理業務仕様書記載の「指定管理者によるセルフ・モニタリング」が令和元年度は実施されていなかった。毎年実施し、管理運営の改善充実を図られたい。所管課においても、基本協定に準じた指導を行い、利用者へのサービス向上を実現されたい。

なお、基本協定書に誤字等がみられることから、合わせて文言の整備が望まれる。

(2) 施設改修について

平成13年に竣工してから約20年経過することから、大規模修繕等が実施されている。今後も経年劣化等が見込まれるので、所管課には、利用者への影響が最小限となるように計画的な修繕に努めていただきたい。

(3) 感染症対策について

従来から衛生面に配慮した運営がされているが、新型コロナウイルス感染症防止対策についても所管課と指定管理者の十分な協議により、利用者の安全を確保するための対応を進められたい。

1 団体名 特定非営利活動法人 裾野市スポーツ協会

裾野市民の健康増進・体力向上及び競技力向上に関する事業を行うとともに、生涯スポーツの振興を図り、スポーツを通じて心身共に健康で明るい市民の育成に努め、「健康文化都市すその」にふさわしいまちづくりの推進に寄与することを目的とした団体である。

2 補助金等の名称及び補助額

補助金名称	補助額	補助金の目的
裾野市スポーツ推進事業補助金	3,554,437 円	市民スポーツを推進するため

3 収支の状況

令和元年度の収支決算の状況

(1) 経常収益の部

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	比較増減額	備考
受取会費	1,760,000	1,683,000	△77,000	
受取補助金	4,030,000	4,030,000	0	
イベント事業 受託収入	2,900,000	2,900,000	0	
雑収入	201,000	389,097	188,097	
経常収入計	8,891,000	9,002,097	111,097	

(2) 経常費用の部

① 事業費

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	比較増減額	備考
人件費	360,000	453,537	93,537	
主たる事業費	5,770,000	5,323,946	△446,054	
中学総合体育大会 運営費	160,000	149,250	△10,750	
ラグビー・スポーツフェス ティバル事業費	2,900,000	2,900,000	0	
しずおかスポーツフェス ティバル事業費	200,000	250,000	50,000	5大会
スポーツ普及・振興事 業費	30,000	0	△30,000	
競技力向上支援事 業費	150,000	80,000	△70,000	インターハイ出場者 他
スポーツ団体活動支 援事業費	1,250,000	1,224,264	△25,736	加盟団体への 補助金

青少年育成スポーツ支援事業費	720,000	720,432	432	市スポーツ少へ補助金
スポーツ功労者等表彰事業費	10,000	0	△10,000	
コーディネーショントレーニング事業費	300,000	0	△300,000	
研修・講習会費	50,000	0	△50,000	
その他管理費	330,000	188,840	△141,160	
会議費	0	0	0	
旅費交通費	10,000	0	△10,000	
印刷製本費	0	0	0	
費用弁償	15,000	0	△15,000	
負担金	300,000	180,080	△119,920	県体協、駿体協等
雑費	5,000	8,760	3,760	振込料等
事業費計(A)	6,460,000	5,966,323	△493,677	

② 管理費

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	比較増減額	備考
人件費	1,080,000	1,073,091	△6,909	
その他管理費	1,351,000	1,923,314	572,314	
会議費	5,000	46,162	41,162	
借損料	0	5,580	5,580	
旅費交通費	15,000	21,460	6,460	
通信運搬費	180,000	215,951	35,951	電話代、郵送代他
消耗品費	160,000	281,419	121,419	トナーカートリッジ他
印刷製本費	80,000	78,490	△1,510	「協会だより」他
車両費	0	146,140	146,140	車検代
燃料費	30,000	29,276	△724	
什器備品代	0	100,000	100,000	パソコン代
接待交際費	260,000	395,718	135,718	新年会
報酬費	0	32,151	32,151	登記代
保守料	90,000	88,344	△1,656	
賃借料	85,000	63,729	△21,271	プリンター、FAX等
租税公課費	40,000	41,284	1,284	自動車税
保険料	110,000	106,010	△3,990	自動車保険料
慶弔費	15,000	36,200	21,200	
費用弁償	170,000	129,000	△41,000	理事会
事務用品費	15,000	12,100	△2,900	
諸会費	10,000	13,324	3,324	

負担金	60,000	62,000	2,000	
雑費	26,000	18,976	△7,024	振込料等
管理費計(B)	2,431,000	2,996,405	565,405	
経常支出計(A)+(B)	8,891,000	8,962,728	71,728	
経常収支差額	0	39,369	39,369	

4 結果

市からの補助金にかかる事務処理について監査した結果、次のとおり改善すべき点が見受けられたので、改善に向けて適切な措置を講じられたい。

(1) スポーツ推進事業補助金は、市民スポーツを推進するため、生涯スポーツ事業等を実施する市内の団体等を対象とし、その事業経費に対し補助を行っている。しかしながら、その事業経費の決算内容を確認すると、裾野市スポーツ協会の経常的な経費を補助対象とするなど、補助金の交付目的に沿った内容となっているとは言い難い。

(2) 加盟団体が実施するスポーツ振興事業に対する奨励金については、同補助金交付要綱別表に規定する特定非営利活動法人裾野市スポーツ協会に加盟する団体への市からの別の補助金と補助対象範囲の重複についての確認が十分にされておらず、重複交付の恐れがある。

所管課においては、スポーツ協会から提出された補助金交付申請書等の審査及びスポーツ協会への指導を徹底し、適正な補助金の執行に努められたい。

5 意見・要望

(1) 補助金交付の適正執行について

平成27年に実施した前回の監査においては、補助金の積算根拠が不明確であったため、補助金交付要綱の改正を指摘し、平成28年2月には所管課において、交付要綱の全部を改正し、具体的な補助対象経費を明確にしたところである。

しかしながら今回の監査では、補助対象経費の仕分けに曖昧な点が見られ前回監査の趣旨が生かされているとは言い難く、さらに、裾野市補助金等交付規則に沿って交付する義務が課せられているという認識が不足していると言わざるを得ない。

今回の意見・要望を真摯に受け止め、適正な事務処理執行がなされるよう努めるとともに、対象団体に対する指導監督については厳正に行われたい。

(2) 各種添付資料について

補助金の交付申請、実績報告にはスポーツ協会の総会資料の添付で対応している部分が見受けられたが、事業費補助であるので交付対象に限定されたもので行い、目的の達成等の視点から事業の必要性・有益性について検証に努められたい。

(3) 変更承認の適正執行について

補助金交付要綱では、交付の申請の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、変更承認申請書を市長に提出し、市長は適当と認めたときは変更承認通知書により通知することとなっているが、それらの手続きは、口頭で処理していたとの発言があった。補助金の財源は公金であることから、要綱に沿った事務執行が求められていることは言うまでもない。所管課の事務体制を再度確認し、適正な事務執行を重ねて要望する。

(4) 繰越金への対応

スポーツ協会の令和元年度末の財産目録によると、流動資産及び正味財産ともに市補助額よりも多くの資産、財産を有しているが、市の補助金に関するガイドライン第4版(平成31年3月改正)では、「5. 見直しの基準 (4)繰越金等への対応」として、「団体補助にあつては、当該団体に繰越金、積立金、内部留保や余剰金がある場合は、合理的な理由がない限り、停止、廃止又は繰越金額に相当する額を減額すること。」と定められ、「予算措置は補助金交付を決定・保証するものではない。上記条件に当てはまる場合には、予算措置済みでも減額、停止等の対応を行う。」との定めがあることから、今後は当ガイドラインに基づき、適切な補助金運用がなされるよう努められたい。

1 団体名 裾野市スポーツツーリズム推進協議会

裾野市のスポーツ資源や観光資源等を活用し、スポーツを通じた産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的とした団体である。

2 補助金等の名称及び補助額

交付金名称	交付額	交付金の目的
裾野市スポーツツーリズム推進事業交付金	7,209,557 円	裾野市内におけるスポーツ資源や観光資源等を活用し、スポーツを通じた産業の振興及び地域活性化を創出する。

3 収支の状況

(1) 収入の状況

(単位:円)

項目	当初予算額	予算現額	決算額	比較増減	備考
(1) 市交付金	4,350,000	7,518,520	7,209,557	△308,963	
ア スポーツ庁	4,350,000	4,350,000	4,041,037	△308,963	
イ オリパラ事業	0	3,168,520	3,168,520	0	オリンピック・パラリンピック推進事業(機運醸成)
(2) 参加料	0	0	0	0	
(3) 委託費	0	9,985,140	9,985,140	0	静岡県委託
(4) 前年度繰越金	16,831	16,831	16,831	0	
(5) 雑入	169	169	18	△151	預金利子等
合計	4,367,000	17,520,660	17,211,546	△309,114	

(2) 支出の部

(単位:円)

項目	当初予算額	予算現額	決算額	比較増減	備考
(1) 諸謝金	925,000	5,211,000	4,482,715	△728,285	
ア スポーツ庁補助事業	920,000	920,000	630,000	△290,000	協議会顧問等
イ 静岡県委託事業	0	4,286,000	3,847,715	△438,285	験者、被験者等
ウ スポーツ合宿誘致等事業	5,000	5,000	5,000	0	
エ オリパラ事業	0	0	0	0	
(2) 旅費	594,700	1,936,740	1,842,665	△97,075	
ア スポーツ庁補助事業	582,700	564,580	599,370	34,790	合宿誘致活動等
イ 静岡県委託事業	0	1,360,160	1,234,795	△125,365	被験者宿泊費等
ウ スポーツ合宿誘致等事業	12,000	12,000	8,500	△3,500	
エ オリパラ事業	0	0	0	0	
(3) 消耗品費	53,268	3,222,288	2,910,574	△311,714	
ア スポーツ庁補助事業	53,268	53,268	57,170	3,902	
イ 静岡県委託事業	0	1,159,500	1,088,004	△71,496	採血関連消耗品等
ウ スポーツ合宿誘致等事業	0	0	0	0	

エ オリパラ事業	0	2,009,520	1,765,400	△244,120	
(4) 印刷製本費	0	200,000	139,700	△60,300	
ア スポーツ庁補助事業	0	0	0	0	
イ 静岡県委託事業	0	0	0	0	
ウ スポーツ合宿誘致等事業	0	0	0	0	
エ オリパラ事業	0	200,000	139,700	△60,300	
(5) 借料及び損料	185,400	292,900	239,098	△53,802	
ア スポーツ庁補助事業	185,400	185,400	148,598	△36,802	動画出演者バス等
イ 静岡県委託事業	0	107,500	90,500	△17,000	実証実験会議室(森の駅)等
ウ スポーツ合宿誘致等事業	0	0	0	0	
エ オリパラ事業	0	0	0	0	
(6) 雑役務費	2,608,632	3,585,752	3,859,392	273,640	
ア スポーツ庁補助事業	2,608,632	2,626,752	2,605,899	△20,853	動画、パンフレット等
イ 静岡県委託事業	0	0	0	0	
ウ スポーツ合宿誘致等事業	0	0	648	648	
エ オリパラ事業	0	959,000	1,252,845	293,845	
(7) 食糧費	0	100,800	104,552	3,752	
ア スポーツ庁補助事業	0	0	0	0	
イ 静岡県委託事業	0	100,800	104,552	3,752	
ウ スポーツ合宿誘致等事業	0	0	0	0	
エ オリパラ事業	0	0	0	0	
(8) 備品費	0	2,971,180	3,617,020	645,840	
ア スポーツ庁補助事業	0	0	0	0	
イ 静岡県委託事業	0	2,971,180	3,617,020	645,840	
ウ スポーツ合宿誘致等事業	0	0	0	0	
エ オリパラ事業	0	0	0	0	
(9) 保険料	0	0	3,710	3,710	
ア スポーツ庁補助事業	0	0	0	0	
イ 静岡県委託事業	0	0	0	0	
ウ スポーツ合宿誘致等事業	0	0	2,683	2,683	陸上教室
エ オリパラ事業	0	0	1,027	1,027	
合 計	4,367,000	17,520,660	17,199,426	△321,234	

4 結 果

市からの交付金にかかる事務処理について監査した結果、次のとおり改善すべき点が見受けられたので、改善に向けて必要な措置を講じられたい。

(1) 市スポーツツーリズム推進事業交付金は、市スポーツツーリズム推進協議会が行うスポーツツーリズムの振興に係る事業、スポーツ合宿の推進及び誘致を図る事業並びにスポーツ産業の連携を目的とした事業を交付対象事業としている。しかしながら、この要綱は包括的であるため、個別の事業において交付対象範囲が明確化されておらず、どのような事業内容でも交付が可能となる恐れがあるので、個別に

交付要綱を整備する必要がある。

5 意見・要望

(1) 事業の変更について

当初の事業計画に基づいた交付申請に対し事務が執行されているが、これとは別に、追加で実施する事業のみの交付申請が行われ、交付決定から交付確定までの一連の事務が別途執行されている。これは、交付金交付要綱に定める変更の手続きであることから変更の承認を受けるよう取り扱われたい。

(2) 按分経費の経理について

市スポーツツーリズム推進協議会は、市からの交付金対象事業以外にも各種事業を行っている。このため、事業ごとに経理されているが、按分経費についてはその内容が十分整理されていない部分も見受けられたので、今後は、より一層明確な経理を行われたい。

(3) 交付事業の今後について

本交付金は、市内におけるスポーツ資源や観光資源等を活用し、スポーツを通じた産業の振興及び地域活性化を創出していくため、平成31年に新たに開始されたものである。近年、市の地理的条件を生かした準高地トレーニング等が注目され、それに呼応した市の取組と理解される。今後も事業の効果的・効率的な実施により一層の成果が得られることを期待する。